

健康科学研究助成金の募集

健康科学研究助成金を次のとおり募集します。

目 的	薬学部創設 10 周年記念事業として基金を募り、その果実をもって薬学を含む、広く健康科学に関する教育研究ならびに国際交流の助成を図ることを目的として設置されたものである。
助成対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 健康科学に関する自然科学、人文科学、社会科学の教育研究 ② 健康科学に関する海外研究者との教育研究上の国際交流 ③ 健康科学に関する情報、医薬品情報、毒性情報の収集及びその研究 ④ 健康科学に関する卒後教育、職能活動の情報の収集 ⑤ 健康科学に関する研究成果の刊行、広報活動
助成区分・助成対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ① 研究助成事業 ② 外国人研究者等招へい事業 <p>助成額の上限は、研究助成事業は 200 万円、外国人研究者等招へい事業は 50 万円とし、採択 1 件につき 50 万円を上限とする。</p>
助成対象者	<p>次のイ～ハに定める本学の職員又はその職員を研究代表者とする研究グループとする。</p> <p>イ. 雇用契約の定めのない教育職員：「雇用契約期間の定めあり」以外の教育職員（教授、准教授、講師、助教、助手）</p> <p>ロ. 雇用契約期間の定めのある教育職員：特別契約制助教、任期付教員〔レクチャラー（教授、准教授、講師）〕、任期付教員〔リサーチャー（助手）〕、特任講師</p> <p>ハ. 雇用契約期間の定めのない教務職員：実験助手</p> <p>ただし、以下①～④に該当する者は研究助成事業、④に該当する者は外国人研究者等招へい事業の研究代表者として応募できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 助成対象年度の4月1日において満51歳以上である者 ② 教授 ③ 研究代表者として研究助成事業による助成を受けた年度からその年度を含めて2年度を経過していない者 ④ 健康科学研究助成金実施要項第11条を満たしていない者
申請期限	<ul style="list-style-type: none"> ① 研究助成事業は対象年度の前年度の12月末日 ② 外国人研究者等招へい事業 <ul style="list-style-type: none"> 第1回目 当該年度の前年度12月某日 第2回目 当該年度の前年度3月某日 第3回目 当該年度の6月某日 第4回目 当該年度の9月某日 第5回目 当該年度の12月某日 <p>ただし、第2回目以降については、予算枠がなくなれば受け付けない。</p>
選考及び決定	<ul style="list-style-type: none"> ① 研究助成事業への申請件数は薬学部から2件及びその他の各学部等から各1件を上限とする。 ② 健康科学研究助成選考委員会〔例年1月下旬開催〕で審査し、研究支援委員会の議を経て、学長が決定する。 ③ 選考委員会は、各学部長及び研究支援センター長をもって組織し、薬学部長が議長を務めるものとする。
助成期間	1年間とする。
収支報告 実績報告 成果公表物	<ul style="list-style-type: none"> ① 当該研究年度の3月末までに所定の助成金収支報告書及び研究実績報告書を作成し、所属学部等長を経て学長に提出する。 ② 3年以内に当該研究の成果を関係学会等に発表し、その資料等を取りまとめ所属学部等長を経て学長に提出しなければならない。

備 考	<p>① 図書・備品は大学に帰属する。</p> <p>② 研究助成事業の場合、学会・研究会参加の旅費が経費の50%を超えてはならない。ただし、ある地域の産業等の研究がテーマであり、この地域に行き、現地の関係者を集めて研究会を開催し、ここでの議論を基に論文作成、出版するような場合はフィールドワークとする。</p>
-----	--

△提出書類 健康科学研究助成金申請書（入手先：大学 HP→学内情報サービス→共有フォルダー→研究支援グループ→健康科学研究助成金）

△提出先 研究支援グループ

△その他 助成金の詳細は、神戸学院大学健康科学に関する研究助成基金規程及び神戸学院大学健康科学研究助成金実施要項を参照

△問合せ先 研究支援グループ 内線 24407